

## <訪問看護指示書はなぜ必要？>

基本的に、訪問看護は介護保険・医療保険を利用して提供するサービスとなりますが、どちらの保険に関しても「主治医による指示を文書で受けなければならない。」と明記されています。



### ① 通常の訪問看護指示書(医療・介護)

訪問看護を提供する際に必須となる書類で、医療保険・介護保険いずれの場合でも同じ書類を使用します。利用者の基本情報や、症状・ADL の状況、訪問看護を提供するうえでの留意点などが記載されています



### ③ 特別訪問看護指示書(医療・介護)

別表 7 に定められる疾病による急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護を行う必要があると認めた場合に交付される指示書です。

#### 特別訪問看護指示書の交付要件

- ① 急性感染症等の急性増悪時
- ② 末期の悪性腫瘍等以外の終末期
- ③ 退院直後で週4日以上頻回な訪問看護の必要を認めた場合

特別訪問看護指示書が交付されれば、1 数回複数回の訪問、週 4 日以上頻回な訪問が可能になります。

### ⑤ 精神科特別訪問看護指示書(医療)

精神疾患を有する利用者が急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護を行う必要があると認めた場合に交付される指示書です。

指示期間は最大14日間、1か月に1回限りという制限があります。精神科特別訪問看護指示書を交付する場合、精神科訪問看護指示書も併せて必要になります。



## <訪問看護指示書には5つの様式があります>

- ・ 在宅患者訪問点滴注射指示書
- ・ 通常の訪問看護指示書
- ・ 特別訪問看護指示書
- ・ 精神科訪問看護指示書
- ・ 精神科特別訪問看護指示書



### ② 在宅患者訪問点滴注射指示書 (医療・介護)

点滴注射を週 3 回以上行う必要がある利用者に対して交付される指示書です。期間は 7 日までなので、その後も点滴が必要な場合はその都度交付を受ける必要があります(制限なし)。



\* 通常の訪問看護指示書と様式は同じです。但し、在宅患者訪問点滴注射指示書の交付を受ける場合は、通常の訪問看護指示書と別にもう 1 通、指示書の交付をしてもらう必要があります。

### ④ 精神科訪問看護指示書(医療)

精神疾患を有する利用者に対して交付される指示書です。精神科訪問看護指示書は精神科を標榜する医療機関において、精神科を担当する医師しか書くことができません。

#### 指示期間の有効期限

(精神科)訪問看護指示書	: 1~6ヶ月
特別訪問看護指示書	: (原則) 14日間
在宅患者訪問点滴注射指示書	: 7日間
精神科特別訪問看護指示書	: 14日間

精神科訪問看護指示書が交付された際、訪問看護は医療保険を利用してサービスを提供することとなります。ちなみに、精神科訪問看護指示書と通常の訪問看護指示書は併用することができず、どちらか一方の指示書しか交付できないため注意が必要です。